

健感発0107第1号  
平成27年1月7日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

「結核に関する特定感染症予防指針」に掲げる具体的な目標の計算方法について  
(情報提供)

「結核に関する特定感染症予防指針」(以下「指針」という。)につきましては、平成26年4月18日付け健感発0418第2号「結核に関する特定感染症予防指針に関する進捗状況の中間評価について」(以下「中間評価」という。)において、具体的な目標につき情報提供を行うとともに、結核対策へのより一層の取組を依頼したところです。

今般、公益財団法人結核予防会結核研究所において、中間評価を参考として、DOTS実施率の算出方法についての補足資料を公表しましたので、情報提供します。

具体的な目標の達成状況については、今後、必要に応じて報告を依頼する予定です。

その際、当該補足資料を参考として、平成24年以降のDOTS実施率を算出するよう依頼する予定ですので、当該補足資料を確認していただくようお願いします。

参考：「DOTS実施率に関する補足資料」

URL：[http://www.jata.or.jp/dl/pdf/law/2014/12\\_25.pdf](http://www.jata.or.jp/dl/pdf/law/2014/12_25.pdf)